

「(仮称)宮城山元風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する環境大臣意見

本事業は、東急不動産株式会社が、宮城県亶理郡山元町沿岸地域において、最大で総出力51,600kWの陸上風力発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

また、宮城県は、環境省の「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業(平成28年度及び平成29年度)」(以下「ゾーニングモデル事業」という。)により、関係行政機関及び海域利用者等による「みやぎ洋上風力発電等導入研究会」を設置し、環境保全、事業性及び社会的調整に係る情報を重ね合わせた上で総合的に評価した「風力発電ゾーニング計画書」(以下「ゾーニング計画」という。)を公表し、山元町沿岸地域を「導入可能性調査エリア」として選定した。加えて、同県は、資源エネルギー庁の「新エネルギー等の導入促進のための広報等事業(平成30年度)」(以下「新エネルギー等導入促進事業」)において関係行政機関及び漁業関係者等による「山元沿岸地域洋上風力発電等導入地域協議会」を設置し、環境保全との両立及び地域振興に向けた合意形成等を図りながらゾーニングに係る「導入可能性調査エリア」から漁業区域等を除外した上で公募対象区域を設定し、当該公募により本事業者を事業者候補として選定した。

今後、本事業者による適切な事業計画の検討及び関係者との継続的な調整等により、本事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることにより、環境保全と両立した円滑な風力発電の導入が期待される。

一方、事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているチュウヒの生息が確認されているほか、自然環境保全条例(昭和47年宮城県条例第25号)に基づき指定された「仙台湾海浜県自然環境保全地域」等が存在している。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、それらの検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

宮城県が実施したゾーニングモデル事業において「導入可能性調査エリア(山元町沿岸地域)」として示された区域に基づき、同県による公募区域が設定され、当該公募により本事業者が事業者候補として選定された。今後、本事業者による適切な事業計画の検討及び関係者との継続的な調整等を通じて、以下に掲げる措置を講じつつ本事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることにより、環境保全と両立した円滑な風力発電の導入が期待される。

- (1)引き続き宮城県及びその他の関係機関等と調整を積極的に実施した上で、ゾーニングモデル事業及び新エネルギー等導入促進事業において得られた知見及び調査結果等を活用し、これらの事業において示された留意事項に則しつつ、適切な事業計画を検討すること。

(2) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(3) 本事業の検討に当たっては、最新の知見及び情報並びに先行事例の知見の収集に努め、適切に反映すること。

2 . 各論

(1) 騒音及び風車の影による生活環境への影響

今後の事業計画の検討に当たっては、現地調査により現状の住居の位置及び居住状況を明らかにした上で、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月環境省)等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、騒音及び風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 動植物及び生態系に対する影響

ア . 鳥類に対する影響

今後の事業計画の検討に当たっては、ゾーニング計画等に則して検討しつつ、宮城県及び専門家等からの助言を踏まえ、チュウヒ等の希少猛禽類及びハクチョウ類等の渡り鳥の主要な渡り経路に関する適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

イ . 海生生物に対する影響

想定区域の一部及びその周辺海域は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成 28 年 4 月環境省)に選定されており、本事業の実施により、海生生物への影響が懸念される。このため、風力発電設備及び附帯設備の構造・配置又は位置・規模の検討に当たっては、浅海域の海生生物の生息及び生育基盤として重要な自然環境のまとまりが存在する区域を明らかにした上で、専門家等からの助言を踏まえ、工事中における水の濁り等により、浅海域の海生生物の生息・生育環境への影響について適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより海生生物への影響を回避又は極力低減すること。

ウ . 動植物の生息・生育環境及び生態系に対する影響

想定区域の周辺は、自然環境保全条例に基づき指定された「仙台湾海浜県自然環境保全地域」が存在するほか、「仙台湾南部海岸直轄海岸保全施設整備事業」(国土交通省)が実施されている。特に、干潟等に生息・生育する動植物が存在している可能性があることから、今後の事業計画の検討に当たっては、関係機関及び専門家等からの指導・助言を踏まえた上で、最新の知見及び情報を把握し、漂砂や土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境等への影響に関する調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、重要な動植物の生息・生育の可能性が高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、動植物の生息・生育環境及び生態系への影響を回避又は極力低減すること。